

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

2010（平成22）年4月

東京都環境局

## 目 次

<b>第1章 本ガイドラインについて</b> .....	1
1 本ガイドラインの背景 .....	1
2 本ガイドラインの目的と位置づけ .....	2
<b>第2章 運用管理基準</b> .....	4
1 基本的考え方 .....	4
2 運用管理項目と運用管理条件 .....	4
(1) 運用管理項目の分類 .....	6
(2) 運用管理条件 .....	6
(3) 運用管理項目等の見直し .....	6
<b>第3章 検証の概要</b> .....	7
1 検証の基本的考え方 .....	7
2 検証業務の流れ .....	7
<b>第4章 検証の計画</b> .....	8
1 利害相反の回避の確認 .....	8
2 検証業務を行う人員の編成 .....	8
3 概要把握 .....	8
4 検証計画の作成 .....	8
<b>第5章 検証の実施</b> .....	9
1 運用管理報告書の確認 .....	9
(1) 対象年度の確認 .....	9
(2) 都の收受印の確認 .....	9
2 検証チェックリストを用いた検証 .....	10
(1) 検証チェック項目の確認・根拠書類の選択 .....	10
(2) 検証結果の判断 .....	10
(3) 検証結果の報告 .....	11
(4) 「不備あり」「不明」の場合の対応 .....	11
(5) 根拠書類の追加等の確認 .....	11
3 検証機関による質問 .....	11

<b>第6章 検証結果のとりまとめと報告</b> .....	12
1 検証結果のとりまとめ .....	12
2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定 .....	12
3 検証結果報告書の提出 .....	13
<b>第7章 判断基準の解説</b> .....	14
1 判断基準の解説の概要 .....	14
2 判断基準解説シートと判断基準留意事項シート .....	14

## 別記様式

第1号様式その1 検証結果の詳細報告書

1. 検証を担当した人員、2. 検証結果の品質管理手続の概要

第1号様式その2 検証結果の詳細報告書

3. 東京都と要協議の事由

第2号様式その1 検証チェックリスト表紙

第2号様式その2 検証チェックリスト（第一区分事業所）

第2号様式その3 検証チェックリスト（第二区分事業所）

## 別添

平成21年東京都告示第1234号別記第8号様式 検証結果報告書

## 第1章 本ガイドラインについて

### 1 本ガイドラインの背景

平成20年6月25日に、東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号。以下「条例」という。）が改正され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務（以下「本制度」という。）が導入された。本制度における、削減義務の履行及び排出量取引を公正なものとするため、基準排出量の確定行為は重要となる。その算定においては、次の3点で、「地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準」に適合することを求めている。

第一に、条例第5条の13第1項第2号に規定する、最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所（以下「新規事業所」という。）が基準排出量の算定を行う際、ア 過去の実績排出量（以下「実績排出量」という。）に基づく方法で算定した基準排出量と イ 知事が別に定める排出標準原単位（以下「排出標準原単位」という。）に基づく方法で算定した基準排出量を選択できる。アの実績排出量に基づく方法で算定された基準排出量を選択できるのは「地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準」に適合する場合に限られている。

第二に、条例第5条の14第1項の規定により用途・規模等の状況の変更により基準排出量の変更を申請する特定地球温暖化対策事業所（以下「変更事業所」という。）が変更後の基準排出量の算定を行う際、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の19第5項に定める、状況の変更があった部分又はその一部において実測した燃料等の使用量（以下「実測使用量」という。）に基づき算定される年度排出量を加減する方法を選択することができるのは、状況の変更があった部分において「地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準」に適合する場合に限られている。

第三に、規則第4条の11の3第1項に規定する都外の事業所等（以下「都外事業所」という。）は「総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドライン」（以下「都外クレジット算定ガイドライン」という。）に規定する基準排出量（以下「都外基準排出量」という。）を算定する際、基準となる年度において「地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準」に適合していなければならない。

「地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準」については、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」（以下「認定ガイドライン」という。）において、運用管理基準として定められている。これは、意図的にエネルギーを浪費するような施設や設備の運用管理により、基準排出量算定に使用する特定温室効果ガス年度排出量を増加させるのを防止することを目的としている。

また、新規事業所が「地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準」に適合することについては、条例第5条の16第1項の規定により、登録検証機関が行う検証

## 基準排出量算定における実績排出量選択のための 運用管理基準の適合検証ガイドライン

を受けたものでなければならない。都外事業所が「地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準」に適合することについても、条例第5条の11第4項、規則第4条の15及び規則別表第1の3の規定により、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

第三者による検証を実施することで、本制度における削減義務の履行及び排出量取引の実効性と信頼性を高めることを目的としている。

### 2 本ガイドラインの目的と位置づけ

本ガイドラインは、検証先の新規事業所が認定ガイドラインに規定する「運用管理基準」に適合しているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準等を記載したものである。検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば、故意又は重大な過失がない限り、条例に準拠して検証を実施したものとみなされる。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、東京都に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続きについては、「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照されたい。

#### 【参照条文】（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

##### （基準排出量の決定）

第五条の十三第一項第二号 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量（当該期間における特定地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）

イ 事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

【参照条文】（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

（基準適合の検証）

第五条の十六第一項 第五条の十三第一項第二号アの地球温暖化の対策の推進の程度は、同号アの知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

【参照条文】（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則）

（都外削減量）

第四条の十一の三第一項 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量）が十五万トン以下であつて、かつ、当該基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する事業所とする。

## 第2章 運用管理基準

### 1 基本的考え方

認定ガイドラインにおいて定められている運用管理基準の基本的考え方について説明する。

運用管理基準は、意図的にエネルギーを浪費するような施設や設備の運用管理により、基準排出量算定に使用する特定温室効果ガス年度排出量を増加させるのを防止するのが目的である。よって運用管理基準は、施設や設備の性能についてではなく、意図的なエネルギーの浪費を防止する設備の運用管理にかかわる項目（以下「運用管理項目」という。）とその運用管理項目ごとに適切に取り組んでいると認められる条件（以下「運用管理条件」という。）を第一区分事業所と第二区分事業所に分けて規定している。

また、運用管理項目は、事業者が設備の運用管理状況を把握することで、削減義務期間における排出量の削減に向けた準備が整うような事項としている。

適用される運用管理項目と運用管理条件については、削減義務率の区分が第一区分事業所であるか第二区分事業所であるかで異なるが、削減義務率の区分が決定していない場合及び都外事業所の場合は、事業者が区分を自己判断する。

### 2 運用管理項目と運用管理条件

運用管理項目と運用管理条件を表 - 1（第一区分事業所）及び表 - 2（第二区分事業所）に示す。運用管理項目と運用管理条件の詳細は第7章の判断基準の解説を参照のこと。

表 - 1 運用管理項目及び運用管理条件（第一区分事業所）

運用管理項目		運用管理条件
熱源・熱搬送設備	1 熱源機器不要時の運転の防止	熱源機器の起動時刻と供給先のうち最も早く起動する空調機器等の起動時刻との差を1時間以内とし、かつ、供給先のうち最も遅く停止する空調機器等の停止時刻以前に熱源機器を停止すること。
	2 空調用ポンプ不要時の運転の防止	空調用ポンプの起動時刻と供給先のうち最も早く起動する空調機器等の起動時刻との差を1時間以内とし、かつ、供給先のうち最も遅く停止する空調機器等の停止時刻以前に空調用ポンプを停止すること。
	3 熱源機器の過剰な台数による運転の防止	同一系統における熱源機器の運転台数を、季節別(夏季、冬季及び中間期)及び平日・休日別の熱負荷の状況に応じて調整すること。
	4 空調用ポンプの過剰な台数による運転の防止	同一系統における空調用ポンプの運転台数を、季節別(夏季、冬季及び中間期)及び平日・休日別の熱負荷の状況に応じて調整すること。

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

	5	燃焼機器の過大空気比の防止	燃焼機器の空気比を、省エネ法の判断基準(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第5条第1項に規定する工場においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項をいう。以下同じ。)等における基準空気比以下に調整すること。
空調・換気設備	6	空調機器不要時の運転の防止	空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差を1時間以内とし、かつ、室使用終了時刻以前に空調機器を停止すること。
	7	過度な室内温度設定の防止	空調している室の室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時26℃以上、暖房時22℃以下とすること。
	8	過剰な外気取入の防止	空調機の外気取入量を、設計外気量を目安(設計外気量+20%以内)として調整すること。
	9	駐車場換気ファン不要時の運転の防止	駐車場使用時間に合わせて駐車場換気ファンの起動及び停止を実施すること。
照明・電気設備	10	照明不要時の点灯の防止	室使用時間に合わせた照明の点灯及び消灯を実施すること。

表 - 2 運用管理項目及び運用管理条件 (第二区分事業所)

運用管理項目		運用管理条件	
蒸気・冷温水・冷却水製造設備	1	熱源機器不要時の運転の防止	熱源機器の起動時刻と供給先のうち最も早く操業開始する施設等の操業開始時刻との差を1時間以内とし、かつ、供給先のうち最も遅く操業停止する施設等の操業停止時刻以前に熱源機器を停止すること。
	2	熱源機器の過剰な台数による運転の防止	同一系統における熱源機器の運転台数を、供給先施設等の操業状況による熱負荷の状況に応じて調整すること。
	3	ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機の過大空気比の防止	ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機の空気比を、省エネ法の判断基準における基準空気比以下に調整すること。
圧縮空気製造設備	4	エアーコンプレッサー不要時の運転の防止	エアーコンプレッサーの起動時刻と供給先のうち最も早く操業開始する施設等の操業開始時刻との差を1時間以内とし、供給先のうち最も遅く操業停止する施設等の操業停止時刻以前にエアーコンプレッサーを停止すること。
空調設備	5	空調機器不要時の運転の防止	空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差を1時間以内とし、かつ、室使用終了時刻以前に空調機器を停止すること。

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

	6	過度な室内温度設定の防止	空調している室の室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下とすること。
	7	換気ファン不要時の運転の防止	建物操業時間に合わせて換気ファンの起動及び停止を実施すること。
照明・電気設備	8	照明不要時の点灯の防止	室使用時間に合わせた照明の点灯及び消灯を実施すること。
工業炉設備	9	工業炉の過大空気比の防止	工業炉の空気比を、省エネ法の判断基準における基準空気比以下に調整すること。

**(1) 運用管理項目の分類**

運用管理項目は、第一区分事業所においては熱源・熱搬送設備、空調・換気設備、照明・電気設備に分類している。第二区分事業所においては、蒸気・冷温水・冷却水製造設備、圧縮空気製造設備、空調・換気設備、照明・電気設備、工業炉設備に分類している。

運用管理項目は、それぞれの分類において設備の運転時間、設備の運転台数及び設定等にかかわる項目を規定している。

**(2) 運用管理条件**

運用管理条件は、各運用管理項目について適切に取り組んでいると認められる条件を規定するものである。また運用管理条件の内容を一定の理由により実施できない場合の措置も規定している。各項目において運用管理条件に適合しているか判断する基準については、第7章の判断基準の解説を参照のこと。

**(3) 運用管理項目等の見直し**

運用管理項目と運用管理条件は、地球温暖化対策に係わる省エネルギー技術の進展に合わせて見直しを行うものとする。

## 第3章 検証の概要

### 1 検証の基本的考え方

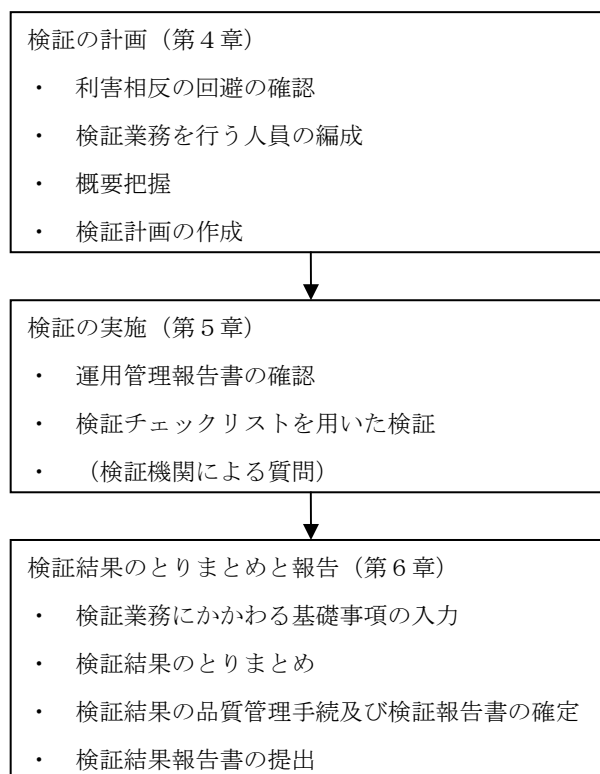
認定ガイドラインでは、検証先事業所は、運用管理項目において運用管理条件を満たしているかについて自らによるチェックを行い、自己チェック内容を「運用管理報告書」として作成して東京都への報告を行うこととしている。また、運用管理報告書に係る根拠書類を保管することも求めている。

検証においては、運用管理報告書及びそれに係る根拠書類を検証対象とし、運用管理報告書の記載事項が適切であるかを、根拠書類により第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、検証業務が円滑に遂行されるよう、本ガイドラインにより検証の手順、確認方法及び判断基準が示されているほか、検証結果を報告するための様式が定められている。検証機関は、検証業務を行うに当たり本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により実施及び報告を行わなければならない。ただし、定められた様式の情報を補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

### 2 検証業務の流れ

検証業務の流れを次に示す。



## 第4章 検証の計画

### 1 利害相反の回避の確認

検証機関は、検証先事業所と検証のための契約を締結する前に、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に検証機関として抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照。）。

### 2 検証業務を行う人員の編成

「検証機関の登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

検証機関は、検証業務を行うに当たり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当するすべての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン第2部第2章2業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照。）。

なお、検証機関は、検証先事業所の事業特性等に応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

### 3 概要把握

検証主任者等は、検証業務の計画に当たり、検証先事業所の事業内容等に関する概要把握のための情報（検証先事業所の概要（パンフレット）、検証先事業所が作成した地球温暖化対策計画書、検証先事業所が作成した運用管理報告書、事業所しゅん工図等）をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等についてはコピーの入手でもよい）。その際、必要に応じて検証先事業所に赴き、現物確認、現場担当者等へのヒアリングを行うことも考えられる。

### 4 検証計画の作成

上記1～3について、検証先事業所、検証の対象年度、検証を実施した登録検証機関、検証業務を担当した人員等の検証業務にかかわる基礎事項を検証結果報告書及び検証結果の詳細報告書に記載する。

## 5章 検証の実施

検証は、検証チェックリスト（第2号様式）に示す各々の検証チェック項目について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等にゆだねられるが、基本的には次の手順で実施されることが想定される。検証は、原則として検証先事業所内での現地検証とする。

### 1 運用管理報告書の確認

#### (1) 対象年度の確認

検証先事業所が用意した運用管理報告書の対象年度を検証チェックリスト表紙の対象年度欄に記入する。対象年度が複数年度の場合は、複数年度分を記入する。

#### (2) 都の收受印の確認

検証先事業所が新規事業所の場合は、運用管理報告書に都の收受印があるかを確認する。基準排出量申請年度に作成した運用管理報告書以外の運用管理報告書については、都の收受印がなければならない。收受印がない場合は、検証先事業所に都の收受印が押された運用管理報告書を用意するよう求めること。用意されない場合は、検証結果報告書の「検証結果」の「都と要協議」欄に「○」を記入する。

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

## 2 検証チェックリストを用いた検証

検証チェックリストは、第2号様式その2が第一区分事業所用、その3が第二区分事業用となっている。

対象年度が複数年度の場合は、各年度ごとにそれぞれの検証チェックリストを作成する。

### (1) 検証チェック項目の確認・根拠書類の選択

各検証チェック項目の検証に当たって、検証主任者等は検証チェック項目の確認が終了したとき、検証チェック項目欄の□に「✓」の印を記入する。これにより、確認漏れを防ぐことができる。

各検証チェック項目の確認に用いた根拠書類について、根拠書類欄に掲げるものの中から選択して□に「✓」の印を記入する。「その他」又は「該当設備がないことがわかるもの」を選択したときは、根拠書類の具体的名称を記入する。「運転マニュアル又は管理標準」を選択した場合又は「その他」で事業所が独自に作成した根拠書類を選択した場合は、運用管理条件の実施状況がわかる運転実績データの提出を求める。実績データから運用管理条件の実施状況が確認できた場合、□に「✓」の印を記入する。

運用管理条件を満たしていない場合で、判断基準解説シートの検証結果の判断基準欄に掲げる実施できない理由のいずれかに該当することが根拠書類で確認できたときは、検証チェックリストの実施できない理由欄において、該当する記号を選択して□に「✓」の印を記入する。

根拠書類及び実施できない理由については、第7章の判断基準の解説を参照すること。

### (2) 検証結果の判断

(1)の結果に基づき、検証主任者等は各運用管理項目の検証結果について、検証結果欄の適合／不備あり／不明／該当設備なしのいずれかに「✓」の印を記入する。

「適合」及び「該当設備なし」は、第7章の判断基準の解説に従って判断し、「適合」でないと判断できる場合は「不備あり」とする。また、根拠書類が入手できないか不十分である場合及び判断基準では判断できない場合は「不明」とする。

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

(3) 検証結果の報告

(2) の検証チェックリストの検証結果について、検証主任者等は検証先事業所へ報告を行う。検証結果が示す内容を表 - 3 に示す。

表 - 3

検証結果	内容
適合	運用管理条件を満たしている又は満たしていることに相当する。
不備あり	運用管理条件を満たしていない。
不明	根拠書類が入手できないか不十分である、又は根拠書類が適正かどうかの判断ができないため、運用管理条件を満たしている若しくは満たしていることに相当するかどうかの判断又は該当設備がないことの判断ができない。
該当設備なし	検証先事業所に運用管理条件の実施状況を報告する設備がない。

(4) 「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等は、その理由の概要を「不備あり又は不明の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について検証結果の詳細報告書の3 東京都と要協議の事由に記述する。

検証主任者等は、事業所に、「不備あり」又は「不明」の該当箇所について運用管理報告書の内容を確認するための根拠書類を追加・補正すべき必要があることを指摘する。検証先事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業所の対応」欄にその概要を記入する。

(5) 根拠書類の追加等の確認

(4) の事業所による対応の結果については、当日又は後日確認し、新たな検証チェックリストへ記入する（新たな検証チェックリストへの記入は、追加等を行った箇所だけでよい。）。また、検証で使用した検証チェックリストはバージョンを管理し、検証結果報告書を提出する際には、事業所による是正の履歴を確認するため、すべてのバージョンの検証チェックリストを検証結果報告書に添付する。

3 検証機関による質問

検証を進めていく上で、検証機関が本ガイドラインに沿って判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

## 第6章 検証結果のとりまとめと報告

### 1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、検証の結果が次の適合要件を満たす場合には、検証結果報告書の検証結果の適合欄に「○」を、「検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等」欄に「運用管理基準に適合」と記入しなければならない。

#### <適合要件>

- ・ 検証チェックリストの検証結果欄が「適合」又は「該当設備なし」のみである。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「東京都と要協議」欄に「○」を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「3 東京都と要協議の事由」において、不備あり又は不明の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載しなければならない。

### 2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従っており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、次の二つの観点から実施しなければならない。

- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、そのすべての手続が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであることを評価する（テクニカルレビュー）。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、次のいずれかの者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

- ・ 検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者
- ・ 検証業務部門と管理・検証精度確保部門とを兼任しない検証主任者

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

**3 検証結果報告書の提出**

検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を検証先事業所に提出する。また、提出に際し、必ず各報告書の写しを提出日から起算して7年間保管しなければならない。

- ① 検証結果報告書（告示第8号様式）
- ② 検証結果の詳細報告書（第1号様式）
- ③ 検証チェックリスト（第2号様式）

なお、検証結果報告書の提出後、東京都が検証先事業所及び検証機関に対して、検証結果報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。

## 第7章 判断基準の解説

### 1 判断基準の解説の概要

検証チェックリストによる検証の際の運用管理項目ごとの具体的判断基準を、「判断基準解説シート」としてまとめている。また、判断基準に係る留意事項を「判断基準留意事項シート」に示している。

「判断基準解説シート」の構成を次に示す。なお、各シートは第一区分事業所用と第二区分事業所用に分かれている。

#### ①運用管理項目

運用管理項目の内容を示す。

#### ②運用管理条件

運用管理条件の内容を示す。

#### ③検証結果の判断基準

検証結果についての判断基準を示す。

#### ④検証結果の判断に用いる根拠書類

検証結果の判断に用いる根拠書類を示す。

### 2 判断基準解説シートと判断基準留意事項シート

判断基準解説シート及び判断基準留意事項シートを次に示す。

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅰ 熱源・熱搬送設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
1	熱源機器不要時の運転の防止
	熱源機器を夜間や休業日等の非営業時間帯に停止し、空調機器運転時間に応じて運転すること。
運用管理条件	
<p>次のいずれも満足すること</p> <p>(1) 熱源機器の起動時刻と供給先のうち最も早く起動する空調機器等の起動時刻との差が1時間以内であること。</p> <p>(2) 供給先のうち最も遅く停止する空調機器等の停止時刻以前に熱源機器を停止すること。</p> <p>※ ここでいう熱源機器とは、熱源機(冷凍機、冷温水発生機、ボイラー等)及び熱源補機(1次ポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔、蓄熱槽放熱ポンプ等)を対象とし、水熱源パッケージ等の熱源水の冷却・加熱に用いるボイラー、冷却塔等は、これに含まないものとする。</p> <p>※ ここでいう空調機器等とは、空調機、ファンコイルユニット及び放射冷暖房パネル等を対象とし、パッケージ形空調機(水熱源パッケージ形空調機を含む。)はこれに含まないものとする。</p> <p>※ 熱供給事業所の場合は、運用管理条件文中の「空調機器等」を「熱供給先事業所」に読み替えるものとする。</p> <p>※ 他人からの熱供給を受けている場合は、受入の熱交換器の2次側の1番目のポンプを1次ポンプとする。</p> <p>※ ここでいう停止とは、電源停止を対象とし、スタンバイ状態はこれに含まないものとする。</p>	
検証結果の判断基準	
<p>(1) 根拠書類上で、すべての熱源機器が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システム(熱源最適起動停止制御等)が導入されていることが根拠書類上で確認できる熱源機器については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない熱源機器がある場合で、当該熱源機器すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 保有水量が多い、休日明けの立ち上がり等の理由で、熱源機器の起動時刻と空調機器の起動時刻との差が1時間を超えてしまう。</p> <p>(イ) 夜間蓄熱等の理由で、空調機器停止より熱源機器の停止が遅れてしまう。</p> <p>(ウ) 熱供給事業所等で、送水温度を常時保たなければならないため、熱源機器が停止できない。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、熱源機器がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

下記のうちいずれかの根拠書類

- (1) 熱源機器及び空調機器の運転時間がわかる運転マニュアル又は管理標準
  - (2) 熱源機器及び空調機器の運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力
  - (3) 空調機器の起動停止時刻を参照して熱源機器の起動停止時刻を最適に制御するシステム(熱源最適起動停止制御等)の有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、中央監視装置における制御の設定画面の出力等)
  - (4) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの
- ※ 運用管理条件を満たしていない熱源機器については、その理由が上記(1)～(4)の根拠書類又は別紙にて確認できること。
- ※ 上記(1)及び(4)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。
- ※ 熱源機と熱源補機が連動している場合は、熱源機の実施状況がわかればよい。

「該当設備なし」については下記のもの

- (5) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表、配管系統図等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅰ 熱源・熱搬送設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
2	空調用ポンプ不要時の運転の防止
	空調用ポンプを夜間や休業日等の非営業時間帯に停止し、空調機器運転時間に応じて運転すること。
運用管理条件	
<p>次のいずれも満足すること。</p> <p>(1) 空調用ポンプの起動時刻と供給先のうち最も早く起動する空調機器等の起動時刻との差が1時間以内であること。</p> <p>(2) 供給先のうち最も遅く停止する空調機器等の停止時刻以前に空調用ポンプを停止すること。</p> <p>※ ここでいう空調用ポンプとは、2次ポンプのうち、熱源群又は地域冷暖房受入施設から空調機器等の2次側機器に熱を搬送するための冷水ポンプ、温水ポンプ及び冷温水ポンプを対象とし、同一系統において2次ポンプ以降にこれらのポンプがある場合も含めるものとする。熱供給事業所の場合は、熱源補機及び熱交換器回り以外のポンプで、主に熱供給事業所から需要家に熱を搬送するためのポンプを対象とする。</p> <p>※ ここでいう空調機器等とは、空調機、ファンコイルユニット及び放射冷暖房パネル等を対象とし、パッケージ形空調機(水熱源パッケージ形空調機を含む。)はこれに含まないものとする。</p> <p>※ 熱供給事業所の場合は、運用管理条件文中の「空調機器等」を「熱供給先事業所」に読み替えるものとする。</p> <p>※ ここでいう停止とは、電源停止を対象とし、スタンバイ状態はこれに含まないものとする。</p>	
検証結果の判断基準	
<p>(1) 根拠書類上で、すべての空調用ポンプが運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する。</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない空調用ポンプがある場合で、当該空調用ポンプすべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 保有水量が多い、休日明けの立ち上がり等の理由で、空調用ポンプの起動時刻と空調機器の起動時刻との差が1時間を超えてしまう。</p> <p>(イ) 凍結防止制御等の理由で、空調用ポンプの起動時刻と空調機器の起動時刻との差が1時間を超えてしまう。</p> <p>(ウ) 熱供給事業所等で、送水温度を常時保たなければならないため、空調用ポンプが停止できない。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、空調用ポンプがないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

下記のうちいずれかのもの

- (1) 空調用ポンプ及び空調機器の運転時間がわかる運転マニュアル又は管理標準
  - (2) 空調用ポンプ及び空調機器の運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力
  - (3) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの
- ※ 運用管理条件を満たしていない空調用ポンプについては、その理由を上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。
- ※ 上記(1)及び(3)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。

「該当設備なし」については下記のもの

- (4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表、配管系統図等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分 I 熱源・熱搬送設備 運転台数に関する事項	
No.	運用管理項目
3	熱源機器の過剰な台数による運転の防止
	熱負荷の状況に応じて熱源機器の運転台数を調整すること。
運用管理条件	
<p>(1) 同一系統における熱源機器の運転台数を、季節別(夏季、冬季及び中間期)及び平日・休日別の熱負荷の状況に応じて調整すること。</p> <p>※ ここでいう熱源機器とは、熱源機(冷凍機、冷温水発生機、ボイラー等)及び熱源補機(1次ポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔、蓄熱槽放熱ポンプ等)を対象とする。</p> <p>※ 水熱源パッケージ等の熱源水の冷却・加熱に用いるボイラー、冷却塔等は、ここでいう熱源機器には含まないものとする。</p> <p>※ 他人からの熱供給を受けている場合は、受入の熱交換器の2次側の1番目のポンプを1次ポンプとする。</p>	
検証結果の判断基準	
<p>(1) 根拠書類上で、すべての熱源機器が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システム(台数制御等)が導入されていることが根拠書類上で確認できる熱源機器については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない熱源機器がある場合で、当該熱源機器すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 部分負荷効率が良い熱源機を採用している場合で、運転台数が過剰になってしまう。</p> <p>(イ) 熱源機器が1台のみの系統しか無いため、運転台数の調整ができない。</p> <p>(ウ) 蓄熱用熱源機器を蓄熱運転させながら、非蓄熱用熱源機器を運転させるため、運転台数が過剰になってしまう。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、熱源機器がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

下記のうちいずれかのもの

- (1) 熱源機器の運転台数がわかる運転マニュアル又は管理標準
- (2) 熱源機器の運転台数を自動で制御するシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書等)
- (3) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの

※ 運用管理条件を満たしていない熱源機器については、その理由が上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。

※ 上記(1)及び(3)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。

※ 熱源機と熱源補機が連動している場合は、熱源機の実施状況がわかればよい。

「該当設備なし」については下記のもの

- (4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表、配管系統図等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分 I 熱源・熱搬送設備 運転台数に関する事項	
No.	運用管理項目
4	空調用ポンプの過剰な台数による運転の防止
	熱負荷の状況に応じて空調用ポンプの運転台数を調整すること。
<b>運用管理基準</b>	
<p>(1) 同一系統における空調用ポンプの運転台数を、季節別(夏季、冬季及び中間期)及び平日・休日別の熱負荷の状況に応じて調整すること。</p> <p>※ ここでいう空調用ポンプとは、2次ポンプのうち、熱源群又は地域冷暖房受入施設から空調機器等の2次側機器に熱を搬送するための冷水ポンプ、温水ポンプ及び冷温水ポンプを対象とし、同一系統において2次ポンプ以降にこれらのポンプがある場合も含めるものとする。熱供給事業所の場合は、熱源補機及び熱交換器回り以外のポンプで、主に熱供給事業所から需要家に熱を搬送するためのポンプを対象とする。</p> <p>※ 他人からの熱供給を受けている場合は、受入の熱交換器の2次側の2番目以降のポンプを2次ポンプとする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、すべての空調用ポンプが運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システム(台数制御等)が導入されていることが根拠書類上で確認できる空調用ポンプについては、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない空調用ポンプがある場合で、当該空調用ポンプすべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 空調用ポンプが1台のみの系統しか無いため、運転台数の調整ができない。</p> <p>(他)その他、(ア)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、空調用ポンプがないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	
<b>検証結果の判断に用いる根拠書類</b>	
<p>下記のうちいずれかのもの</p> <p>(1) 空調用ポンプの運転台数がわかる運転マニュアル又は管理標準</p> <p>(2) 空調用ポンプの運転台数を自動で制御するシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書等)</p> <p>(3) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの</p> <p>※ 運用管理条件を満たしていない空調用ポンプについては、その理由が上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。</p> <p>※ 上記(1)及び(3)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

「該当設備なし」については下記のもの

(4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表、配管系統図等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅰ 熱源・熱搬送設備 設定に関する事項				
No.	運用管理項目			
5	燃焼機器の過大空気比の防止			
	燃焼機器の空気比を適正な値とすること。			
運用管理条件				
(1) 燃焼機器の空気比を、省エネ法の判断基準における基準空気比以下に調整すること。				
省エネ法「工場事業場判断基準」等における燃焼設備の基準空気比と目標空気比		負荷率 [%]	基準空気比( ()内数値が目標空気比)	
			液体燃料	気体燃料
一般用ボイラー	蒸発量が毎時 30 トン以上のも	50～100	1.1～1.25 (1.05～1.15)	1.1～1.2 (1.05～1.15)
	蒸発量が毎時 10 トン以上30トン未満のもの	50～100	1.15～1.3 (1.15～1.25)	1.15～1.3 (1.15～1.25)
	蒸発量が毎時 5トン以上10トン未満のもの	50～100	1.2～1.3 (1.15～1.3)	1.2～1.3 (1.15～1.25)
	蒸発量が毎時 5トン未満のもの	50～100	1.2～1.3 (1.15～1.3)	1.2～1.3 (1.15～1.25)
小型貫流ボイラー、温水ボイラー、直焚吸収冷温水発生機		100	1.3～1.45 (1.25～1.4)	1.25～1.4 (1.2～1.35)
<p>※ 空気比の実績は、大気汚染防止法により規定されているばい煙量測定の実績から算定したものとし、年 2 回測定されているものの両方を対象とする。メーカー等によるメンテナンスによるものでも可であるが、年 2 回測定されていなければならない。ただし、新規事業所の平成 22 年度分は、年 2 回測定されているもののうち、1 回分のみを対象とする。</p> <p>※ 空気比は、次のいずれかの式により算出する。            空気比 = <math>21 / (21 - O_2(\%))</math> (小数点3ケタ以下は切り捨て)            空気比 = <math>21 \times N_2(\%) / (21 \times N_2(\%) - 79 \times (O_2(\%) - 0.5 \times CO(\%)))</math> (小数点3ケタ以下は切り捨て)            O<sub>2</sub>(%) : 排ガス中の酸素の体積百分率(%)            N<sub>2</sub>(%) : 排ガス中の窒素の体積百分率(%)            CO(%) : 排ガス中の一酸化炭素の体積百分率(%)</p> <p>※ ここでいう燃焼機器とは、蒸気ボイラー、温水ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機を対象とし、排熱ボイラーはこれに含まないものとする。</p> <p>※ ここでいう燃焼機器とは、大気汚染防止法によりばい煙濃度の測定及び結果の記録が義務づけられている、伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>以上又は燃焼能力が重油換算 50L/h 以上のものとする。</p> <p>※ 一般用ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除いたものをいう。</p> <p>※ 小型貫流ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第1(第2条関係)第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。</p>				

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断基準
<p>(1) 根拠書類上で、すべての燃焼機器が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システムが導入されていることが根拠書類上で確認できる燃焼機器については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない燃焼機器がある場合で、当該燃焼機器すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア)ばい煙量測定時の負荷率が低い等の理由で、基準空気比を超えてしまう。</p> <p>(他)その他、(ア)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、熱源機器がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>
検証結果の判断に用いる根拠書類
<p>下記のうちいずれかのもの</p> <p>(1) 大気汚染防止法により規定されているばい煙量測定の前ガス中の酸素濃度測定結果及びそれに基づく空気比算定結果</p> <p>(2) メーカー等の点検によるばい煙量測定の前ガス中の酸素濃度測定結果及びそれに基づく空気比算定結果</p> <p>(3) 空気比を自動で制御するシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、メーカー納入仕様書、動作説明書等)</p> <p>(4) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの</p> <p>※ 運用管理条件を満たしていない燃焼機器については、メーカー又はばい煙測定事業者が記載した理由が上記(1)～(4)の根拠書類又は別紙にて確認できること。</p> <p>※ 前ガス中の酸素濃度測定結果及び空気比算定結果は、燃焼機器 1 台ずつ必要。</p> <p>「該当設備なし」については下記のもの</p> <p>(5) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表等)</p>

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分 I 空調・換気設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
6	空調機器不要時の運転の防止
	空調機器を夜間や休業日等の非営業時間帯に停止し、室使用時間に応じて運転すること。
運用管理条件	
<p>次のいずれも満足すること。</p> <p>(1) 空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差が1時間以内であること。</p> <p>(2) 室使用終了時刻以前に空調機器を停止すること。</p> <p>※ ここでいう空調機器とは、空調機、ファンコイルユニット、放射冷暖房パネル(電気式床暖房、パネルヒーター等を含む)及びパッケージ形空調機(水熱源パッケージ形空調機を含む)等を対象とする。</p> <p>※ ここでいう室とは、空調している場所を対象とし廊下等もこれに含むものとする。</p>	
検証結果の判断基準	
<p>(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての空調機器が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システムが導入されていることが根拠書類上で確認できる空調機器については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない空調機器がある場合で、当該空調機器すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 室熱容量が大きい、休日明けの立ち上がり等の理由で、空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差が1時間を超えてしまう。</p> <p>(イ) 夜間の躯体蓄熱、ナイトページ等の理由で、室使用終了時刻以前に空調機器が停止できない。</p> <p>(ウ) 使用時間の異なる室が同一空調系統等の理由で、室使用終了時刻以前に空調機器が停止できない。</p> <p>(エ) シックハウス対策等の対応で、空調機器が停止できない。</p> <p>(他) その他、(ア)(イ)(ウ)(エ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、空調機器がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

代表エリア(代表階等)のすべての空調機器について下記のうちいずれかのもの

- (1) 空調機器の運転時間及び室使用時間がわかる運転マニュアル又は管理標準
  - (2) 空調機器の運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力及び室使用時間がわかるもの
  - (3) 室使用時間に対し、温度の立ち上がり及び立ち下がり特性を予測判断して空調機器の起動停止時刻を最適に制御するシステム(最適起動停止制御)の有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (4) 人員の有無を検知して空調機器を自動で起動停止させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (5) 入退室時の開錠・施錠に合わせて空調機器を自動で起動停止させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (6) 照明の点灯・消灯に合わせて空調機器を自動で起動停止させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (7) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの
- ※ 運用管理条件を満たしていない空調機器については、その理由が上記(1)～(7)の根拠書類又は別紙にて確認できること。
- ※ 上記(1)及び(7)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。

「該当設備なし」については下記のもの

- (8) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分 I 空調・換気設備 設定に関する事項	
No.	実施項目
7	過度な室内温度設定の防止
	空調している室の設定温度を適正な値とすること。
<b>運用管理条件</b>	
<p>(1) 空調している室の室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下とすること。</p> <p>※ ここでいう室とは、空調している場所(廊下等もこれに含む。)を対象とし、スポット形空調機等のみで空調している室はこれに含まないものとする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての空調室が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する。</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない空調室がある場合で、当該空調室すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 電算室、病院の手術室等の特殊空調室で、室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下にできない。</p> <p>(イ) ホテル客室、商業施設の物販エリア等のサービス性能上の理由で、室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下にできない。</p> <p>(ウ) 日射、在室人員、OA機器の影響等のシステム性能上の理由で、室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下にできない。</p> <p>(エ) 冬季に冷房となる等の理由で、室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上にできない。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)(エ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p>	
<b>検証結果の判断に用いる根拠書類</b>	
<p>代表エリア(代表階等)のすべての空調室について下記のうちいずれかのもの</p> <p>(1) 室内温度の設定値がわかる運転マニュアル又は管理標準</p> <p>(2) 室内温度の設定値がわかる中央監視装置の温度設定画面の出力</p> <p>(3) 室内温度の実績値がわかる測定結果(建築物における衛生的環境の確保に関する法律により規定されている室内温度の測定結果等で冷房時及び暖房時で負荷が一番大きいと考えられる時に測定したもの)</p> <p>(4) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの</p> <p>※ 運用管理条件を満たしていない空調室については、その理由が上記(1)～(4)の根拠書類又は別紙にて確認できること。</p> <p>※ 上記(1)及び(4)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅰ 空調・換気設備 設定に関する事項	
No.	運用管理項目
8	過剰な外気取入の防止
	空調機の外気取入量を適正な値とすること。
運用管理条件	
<p>(1) 空調機の外気取入量を、設計外気量を目安(設計外気量+20%以内)として調整すること。</p> <p>※ ここでいう空調機とは、外気を取り入れる空調機及びヒートポンプ式空調機(給気風量2,100 m<sup>3</sup>/h超)等を対象とし、全熱交換ユニット(除加湿可能全熱交換機能付外気処理機を含む)等はこれに含まないものとする。</p> <p>※ ここでいう設計外気量とは、しゅん工図に記載された外気量をいう。</p>	
検証結果の判断基準	
<p>(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての空調機が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(外気取入量を室内のCO<sub>2</sub>濃度により自動制御するシステム又は外気冷房システムが導入されていることが根拠書類上で確認できる空調機については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない空調機がある場合で、当該空調機すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 設計時より在室人員が増加した等の理由で、設計外気量を大幅に超えてしまう。</p> <p>(イ) 用途変更により外気取入量が増加した等の理由で、設計外気量を大幅に超えてしまう。</p> <p>(ウ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律により規定されているCO<sub>2</sub>濃度の基準値を満たす等の理由で、設計外気量を大幅に超えてしまう。</p> <p>(エ) 研究所でドラフトチャンバーを増設した等の理由で、設計外気量を大幅に超えてしまう。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)(エ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、空調機がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

代表エリア(代表階等)のすべての空調機について下記のうちいずれかのもの

- (1) 空調機試運転調整における外気量の記録及び設計外気量がわかるもの(しゅん工図の機器表等、試運転調整記録等)
- (2) 外気取入量を室内のCO<sub>2</sub>濃度により自動制御するシステム又は外気冷房システムの有無がわかるもの
- (3) その他、運用管理条件の実施状況がわかるもの

※ 運用管理条件を満たしていない空調機については、その理由が上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。

「該当設備なし」については下記のもの

- (4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分 I 空調・換気設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
9	駐車場換気ファン不要時の運転の防止
	駐車場換気ファンを夜間や休業日等の非営業時間帯に停止し、駐車場使用時間に応じて運転すること。
<b>運用管理条件</b>	
<p>(1) 駐車場使用時間に合わせて駐車場換気ファンの起動及び停止を実施すること。</p> <p>※ ここでいう駐車場換気ファンとは、電動機出力 7.5kW 以上のものを対象とする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、すべての駐車場換気ファンが運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する。</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない駐車場換気ファンがある場合で、当該駐車場換気ファンすべてについて、次のいずれかの理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 排気ガスが排出されにくいため駐車場使用時間後も稼働させている等の理由で、使用時間に合わせた駐車場ファンの停止が実施できない。</p> <p>(イ) 駐車場に空調がなく、換気による環境向上のため駐車場使用時間前も稼働させている等の理由で、使用時間に合わせた駐車場ファンの起動が実施できない。</p> <p>(他) その他、(ア) (イ) 等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、駐車場換気ファンがないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	
<b>検証結果の判断に用いる根拠書類</b>	
<p>下記のうちいずれかのもの</p> <p>(1) 駐車場換気ファンの運転時間及び駐車場使用時間がわかる運転マニュアル又は管理標準</p> <p>(2) 駐車場換気ファンの運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力及び駐車場使用時間がわかるもの</p> <p>(3) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの</p> <p>※ 運用管理条件を満たしていない駐車場換気ファンについては、その理由が上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。</p> <p>※ 上記(1)及び(3)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

「該当設備なし」については下記のもの

(4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分 I 照明・電気設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
10	照明不要時の点灯の防止
	照明を夜間や休業日等の非営業時間帯に消灯し、室使用時間に応じて点灯すること。
<b>運用管理条件</b>	
(1) 室使用時間に合わせた照明の点灯及び消灯を実施すること。 ※ ここでいう室とは、照明している場所(廊下、駐車場等もこれを含む)を対象とする。	
<b>検証結果の判断基準</b>	
(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての室が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システムが導入されていることが根拠書類上で確認できる室については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。) (2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない室がある場合で、当該室すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。 (ア) ライトアップ等の演出照明等の理由で、夜間に消灯できない。 (イ) 常夜灯、防犯灯等のため、夜間に消灯できない。 (ウ) 使用時間の異なる室が同一照明回路等の理由で、室使用終了後に消灯できない。 (他) その他、(ア)(イ)(ウ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。	
<b>検証結果の判断に用いる根拠書類</b>	
代表エリア(代表階等)のすべての室について下記のうちいずれかのもの (1) 照明の点灯時間及び室使用時間がわかる運転マニュアル又は管理標準 (2) 照明の点灯時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力及び室使用時間がわかるもの (3) 人員の有無を検知して照明を自動で点灯・消灯させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等) (4) 入退室時の開錠・施錠に合わせて照明を自動で点灯・消灯させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等) (5) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの ※ 運用管理条件を満たしていない室については、実施できない理由を上記(1)～(5)の根拠書類又は別紙にて確認できること。	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 蒸気・冷温水・冷却水製造設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
1	熱源機器不要時の運転の防止
	熱源機器を夜間や休業日等の非操業時間帯に停止し、供給先の施設等の操業時間に応じて運転すること。
<b>運用管理条件</b>	
<p>次のいずれも満足すること。</p> <p>(1) 熱源機器の起動時刻と供給先のうち最も早く操業開始する施設等の操業開始時刻との差が1時間以内であること。</p> <p>(2) 供給先のうち最も遅く操業停止する施設等の操業停止時刻以前に熱源機器を停止すること。</p> <p>※ ここでいう熱源機器とは、熱源機(冷凍機、冷温水発生機、ボイラー等)及び熱源補機(1次ポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔、蓄熱槽放熱ポンプ等)を対象とする。</p> <p>※ 水熱源パッケージ等の熱源水の冷却・加熱に用いるボイラー、冷却塔等は、ここでいう熱源機器には含まないものとする。</p> <p>※ 他人からの熱供給を受けている場合は、受入の熱交換器の2次側のポンプを対象とする。</p> <p>※ ここでいう停止とは、電源停止を対象とし、スタンバイ状態はこれに含まないものとする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、すべての熱源機器が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する。</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない熱源機器がある場合で、当該熱源機器すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 保有水量が多い、休日明けの立ち上がり等の理由で、熱源機器の起動時刻と供給先建物の操業開始時刻との差が1時間を超えてしまう。</p> <p>(イ) 夜間蓄熱等の理由で、供給先建物の操業停止時刻より熱源機器の停止時刻が遅れてしまう。</p> <p>(ウ) 供給先建物の一部に冷蔵・冷凍庫等の24時間稼動の設備がある等の理由で、供給先建物の操業時間に応じて熱源機器が運転できない。</p> <p>(エ) 供給先建物の操業停止後も、機器保護や残留運転等が必要な設備がある等の理由で、供給先建物の操業時間に応じて熱源機器が運転できない。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)(エ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、熱源機器がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

下記のうちいずれかのもの

- (1) 熱源機器の運転時間及び供給先施設等の作業時間がわかる運転マニュアル又は管理標準
  - (2) ①熱源機器の運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力又は②制御盤、操作盤等のスケジュール設定画面の写真等及び③供給先建物の作業時間がわかるもの
  - (3) 供給先施設等の起動停止時刻を参照して熱源機器の起動停止時刻を最適に制御するシステム(熱源最適起動停止制御等)の有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、中央監視装置における制御の設定画面の出力等)
  - (4) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの
- ※ 運用管理条件を満たしていない熱源機器については、その理由が上記(1)～(4)の根拠書類又は別紙にて確認できること。
- ※ 上記(1)及び(4)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。
- ※ 熱源機と熱源補機が連動している場合は、熱源機の実施状況がわかればよい。

「該当設備がなし」については下記のもの

- (5) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表、配管系統図等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 蒸気・冷温水・冷却水製造設備 運転台数に関する事項	
No.	運用管理項目
2	<p>熱源機器の過剰な台数による運転の防止</p> <p>熱負荷の状況に応じて熱源機器の運転台数を調整すること。</p>
運用管理条件	
<p>(1) 同一系統における熱源機器の運転台数を、供給先施設等の操業状況による熱負荷の状況に応じて調整すること。</p> <p>※ ここでいう熱源機器とは、熱源機(冷凍機、冷温水発生機、ボイラー等)及び熱源補機(1次ポンプ、冷却水ポンプ、冷却塔、蓄熱槽放熱ポンプ等)を対象とする。</p> <p>※ 水熱源パッケージ等の熱源水の冷却・加熱に用いるボイラー、冷却塔等は、ここでいう熱源機器には含まないものとする。</p> <p>※ 他人からの熱供給を受けている場合は、受入の熱交換器の2次側のポンプを対象とする。</p>	
検証結果の判断基準	
<p>(1) 根拠書類上で、すべての熱源機器が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システム(台数制御等)が導入されていることが根拠書類上で確認できる熱源機器については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない熱源機器がある場合で、当該熱源機器すべてについて、次のいずれかの理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。ただし、運用管理条件を満たしていない熱源機器以外の熱源機器については、運用管理条件を満たしていること。</p> <p>(ア) 部分負荷効率が良い熱源機を採用している場合で、運転台数が過剰になってしまう。</p> <p>(イ) 熱源機器が1台のみの系統しか無いため、運転台数の調整ができない。</p> <p>(ウ) 蓄熱用熱源機器を蓄熱運転させながら、非蓄熱用熱源機器を運転させるため、運転台数が過剰となってしまう。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、熱源機器がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

下記のうちいずれかのもの

- (1) 熱源機器の運転台数がわかる運転マニュアル又は管理標準
- (2) 熱源機器の運転台数を自動で制御するシステムの有無がわかるもの(しゅん工図、計装図、動作説明書等)
- (3) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの

※ 運用管理条件を満たしていない熱源機器については、その理由が上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。

※ 上記(1)及び(3)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。

※ 熱源機と熱源補機が連動している場合は、熱源機の実施状況がわかればよい。

「該当設備なし」については下記のもの

- (4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等のうち機器表、配管系統図等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 蒸気・冷温水・冷却水製造設備 設定に関する事項

No.	運用管理項目
3	ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機の過大空気比の防止
	ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機の空気比を適正な値とすること。

運用管理条件

(1) ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機の空気比を、省エネ法の判断基準における基準空気比以下に調整すること。

省エネ法「工場事業場判断基準」等における 燃焼設備の基準空気比と目標空気比	負荷率 [%]	基準空気比( ()内数値が目標空気比)		
		液体燃料	気体燃料	
一般用ボイラー	蒸発量が毎時 30 トン 以上のもの	50～100	1.1～1.25 (1.05～1.15)	1.1～1.2 (1.05～1.15)
	蒸発量が毎時 10 トン 以上30トン未満のもの	50～100	1.15～1.3 (1.15～1.25)	1.15～1.3 (1.15～1.25)
	蒸発量が毎時 5トン以上 10トン未満のもの	50～100	1.2～1.3 (1.15～1.3)	1.2～1.3 (1.15～1.25)
	蒸発量が毎時 5トン未 満のもの	50～100	1.2～1.3 (1.15～1.3)	1.2～1.3 (1.15～1.25)
小型貫流ボイラー、温水ボイラー、直焚吸収 冷温水発生機	100		1.3～1.45 (1.25～1.4)	1.25～1.4 (1.2～1.35)

※ 空気比の実績は、大気汚染防止法により規定されているばい煙量測定の前ガス中の酸素濃度から算定したものとし、年 2 回測定されているものの両方を対象とする。メーカー等によるメンテナンスによるものでも可であるが、年 2 回測定されていなければならない。ただし、平成 22 年度分は、年1回測定されていれば良い。

※ 空気比は、次のいずれかの式により算出する。

$$\text{空気比} = 21 / (21 - \text{O}_2(\%)) \text{ (小数点3ケタ以下は切り捨て)}$$

$$\text{空気比} = 21 \times \text{N}_2(\%) / (21 \times \text{N}_2(\%) - 79 \times (\text{O}_2(\%) - 0.5 \times \text{CO}(\%))) \text{ (小数点3ケタ以下は切り捨て)}$$

$\text{O}_2(\%)$  : 排ガス中の酸素の体積百分率(%)

$\text{N}_2(\%)$  : 排ガス中の窒素の体積百分率(%)

$\text{CO}(\%)$  : 排ガス中の一酸化炭素の体積百分率(%)

※ ここでいうボイラーとは、蒸気ボイラー、温水ボイラーを対象とし、排熱ボイラーはこれに含まないものとする。

※ ここでいうボイラー及び直焚吸収冷温水発生機とは、大気汚染防止法によりばい煙濃度の測定及び結果の記録が義務づけられている、伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>以上又は燃焼能力が重油換算 50L/h 以上のものとする。

※ 一般用ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除いたものをいう。

※ 小型貫流ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第1(第2条関係)第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断基準

- (1) 根拠書類上で、すべてのボイラー及び直焚吸収冷温水発生機が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システムが導入されていることが根拠書類上で確認できるボイラー及び直焚吸収冷温水発生機については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)
- (2) 根拠書類上で、運用管理条件の内容が実施できないボイラー及び直焚吸収冷温水発生機がある場合で、当該ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。
  - (ア) ばい煙量測定時の負荷率が低い等の理由で、基準空気比を超えてしまう。
  - (他)その他、(ア)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。
- (3) 根拠書類上で、ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。

検証結果の判断に用いる根拠書類

下記のうちいずれかのもの

- (1) 大気汚染防止法により規定されているばい煙量測定の排ガス中の酸素濃度測定結果及びそれに基づく空気比算定結果
  - (2) メーカー等の点検によるばい煙量測定の排ガス中の酸素濃度測定結果及びそれに基づく空気比算定結果
  - (3) 空気比を自動で制御するシステムの有無がわかるもの(しゅん工図、計装図、メーカー納入仕様書、動作説明書等)
  - (4) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの
- ※ 運用管理条件を満たしていないボイラー及び直焚吸収冷温水発生機については、メーカー又はばい煙測定事業者が記載した理由が上記(1)～(4)の根拠書類又は別紙にて確認できること。
- ※ 排ガス中の酸素濃度測定結果及び空気比算定結果は、ボイラー及び直焚吸収冷温水発生機1台ずつ必要。

「該当設備なし」については下記のもの

- (5) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等のうち機器表等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 圧縮空気製造設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
4	エアーコンプレッサー不要時の運転の防止
	エアーコンプレッサーを夜間や休業日等の非作業時間帯に停止し、供給先施設等の作業時間に応じて運転すること。
<b>運用管理条件</b>	
<p>次のいずれも満足すること。</p> <p>(1) エアーコンプレッサーの起動時刻と供給先のうち最も早く作業開始する施設等の作業開始時刻との差が 1 時間以内であること。</p> <p>(2) 供給先のうち最も遅く作業停止する施設等の作業停止時刻以前にエアーコンプレッサーを停止すること。</p> <p>※ ここでいうエアーコンプレッサーとは、電動機出力 7.5kW 以上のものを対象とする。</p> <p>※ ここでいう停止とは、電源停止を対象とし、スタンバイ状態はこれに含まないものとする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、すべてのエアーコンプレッサーが運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する。</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていないエアーコンプレッサーがある場合で、当該エアーコンプレッサーすべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 圧縮空気配管が長い等の理由で、エアーコンプレッサーの起動時刻と供給先建物の作業開始時刻との差が 1 時間を超えてしまう。</p> <p>(イ) 供給先建物の作業開始時刻以前に圧縮空気配管の漏れ点検を実施している等の理由で、エアーコンプレッサーの起動時刻と供給先建物の作業開始時刻との差が 1 時間を超えてしまう。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、エアーコンプレッサーがないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

下記のうちいずれかのもの

- (1) エアコンプレッサーの運転時間及び供給先施設等の作業時間がわかる運転マニュアル又は管理標準
- (2) エアコンプレッサーの運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力、又は制御盤、操作盤等のスケジュール設定画面の写真等、及び供給先建物の作業時間がわかるもの
- (3) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの

※ 運用管理条件を満たしていないエアコンプレッサーについては、その理由が上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。

※ 上記(1)及び(3)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。

「該当設備なし」については下記のもの

- (4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等のうち機器表、配管系統図等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 空調・換気設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
5	空調機器不要時の運転の防止
	空調機器を夜間や休業日等の非営業時間帯に停止し、室使用時間に応じて運転すること。
<b>運用管理条件</b>	
<p>次のいずれも満足すること。</p> <p>(1) 空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差が1時間以内であること。</p> <p>(2) 室使用終了時刻以前に空調機器を停止すること。</p> <p>※ ここでいう空調機器とは、空調機、ファンコイルユニット、放射冷暖房パネル(電気式床暖房、パネルヒーター等を含む)及びパッケージ形空調機(水熱源パッケージ形空調機を含む)等を対象とする。</p> <p>※ ここでいう室とは、空調している場所を対象とし廊下等もこれに含むものとする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての空調機器が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システムが導入されていることが根拠書類上で確認できる空調機器については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない空調機器がある場合で、当該空調機器すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 室熱容量が大きい、休日明けの立ち上がり等の理由で、空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差が1時間を超えてしまう。</p> <p>(イ) 夜間の躯体蓄熱等の理由で、室使用終了時刻以前に空調機器が停止ができない。</p> <p>(ウ) 使用時間の異なる室が同一空調系統等の理由で、室使用終了時刻以前に空調機器が停止できない。</p> <p>(エ) シックハウス対策等の対応で、空調機器が停止できない。</p> <p>(オ) クリーンルームの清浄度を保つ等の理由で、室使用終了時刻以前に空調機器が停止できない</p> <p>(他) その他、(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、空調機器がないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

検証結果の判断に用いる根拠書類

代表エリア(代表階等)のすべての空調機器について下記のうちいずれかのもの

- (1) 空調機器の運転時間及び室使用時間がわかる運転マニュアル又は管理標準
  - (2) 空調機器の運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力及び室使用時間がわかるもの
  - (3) 室使用時間に対し、温度の立ち上がり及び立ち下がり特性を予測判断して空調機器の起動停止時刻を最適に制御するシステム(最適起動停止制御)の有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (4) 人員の有無を検知して空調機器を自動で起動停止させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (5) 入退室時の開錠・施錠に合わせて空調機器を自動で起動停止させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (6) 照明の点灯・消灯に合わせて空調機器を自動で起動停止させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)
  - (7) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの
- ※ 運用管理条件を満たしていない空調機器については、その理由が上記(1)～(7)の根拠書類又は別紙にて確認できること。
- ※ 上記(1)及び(7)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。

「該当設備なし」については下記のもの

- (8) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 空調・換気設備 設定に関する事項	
No.	実施項目
6	過度な室内温度設定の防止
	空調している室の設定温度を適正な値とすること。
<b>運用管理条件</b>	
<p>(1) 空調している室の室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下とすること。</p> <p>※ ここでいう室とは、空調している場所(廊下等もこれに含む)を対象とし、スポット形空調機等のみで空調している室はこれに含まないものとする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての空調室が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する。</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない空調室がある場合で、当該空調室すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) クリーンルーム、電算室、特殊空調室等の用途上の理由で、室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下にできない。</p> <p>(イ) 日射、在室人員、OA機器の影響等のシステム性能上の理由で、室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下にできない。</p> <p>(ウ) 冬季に冷房となる等の理由で、室内温度の設定値又は実際の室内温度を、冷房時 26℃以上にできない。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)(ウ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p>	
<b>検証結果の判断に用いる根拠書類</b>	
<p>代表エリア(代表階等)のすべての空調室について下記のうちいずれかのもの</p> <p>(1) 室内温度の設定値がわかる運転マニュアル又は管理標準</p> <p>(2) 室内温度の設定値がわかる中央監視装置の温度設定画面の出力</p> <p>(3) 室内温度の実績値がわかる測定結果(建築物における衛生的環境の確保に関する法律により規定されている室内温度の測定結果等で冷房時及び暖房時で負荷が一番大きいと考えられる時に測定したもの)</p> <p>(4) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの</p> <p>※ 運用管理条件を満たしていない空調室については、その理由が上記(1)～(4)の根拠書類又は別紙にて確認できること。</p> <p>※ 上記(1)及び(4)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 空調・換気設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
7	換気ファン不要時の運転の防止
	換気ファンを夜間や休業日等の非操業時間帯に停止し、建物操業時間に応じて運転すること。
運用管理条件	
<p>(1) 建物操業時間に合わせて換気ファンの起動及び停止を実施すること。</p> <p>※ ここでいう換気ファンとは、電動機出力 7.5kW 以上のものを対象とする。</p>	
検証結果の判断基準	
<p>(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての換気ファンが運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する。</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない換気ファンがある場合で、当該換気ファンすべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) 排熱、排ガス等が排出されにくいいため使用時間後も稼働させている等の理由で、建物操業時間に合わせた換気ファンの停止が実施できない。</p> <p>(イ) 空調がなく、換気による環境向上のため建物操業時間前も稼働させている等の理由で、操業時間に合わせた換気ファンの起動が実施できない。</p> <p>(他)その他、(ア)(イ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p> <p>(3) 根拠書類上で、換気ファンがないことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。</p>	
検証結果の判断に用いる根拠書類	
<p>代表エリア(代表階等)のすべての換気ファンについて下記のうちいずれかのもの</p> <p>(1) 換気ファンの運転時間及び建物操業時間がわかる運転マニュアル又は管理標準</p> <p>(2) 換気ファンの運転時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力及び建物操業時間がわかるもの</p> <p>(3) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

※ 運用管理条件を満たしていない換気ファンについては、その理由が上記(1)～(3)の根拠書類又は別紙にて確認できること。

※ 上記(1)及び(3)については、運転実績データ(運転日報、運転履歴等で夏季、冬季、中間期それぞれを代表する1週間分)で運用管理条件の実施状況がわかること。

「該当設備なし」については下記のもの

(4) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等の機器表等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 照明・電気設備 運転時間に関する事項	
No.	運用管理項目
8	照明不要時の点灯の防止
	照明を夜間や休業日等の非営業時間帯に消灯し、室使用時間に応じて点灯すること。
<b>運用管理条件</b>	
<p>(1) 室使用時間に合わせた照明の点灯及び消灯を実施すること。</p> <p>※ ここでいう室とは、照明している場所(廊下、駐車場等もこれに含む)を対象とする。</p>	
<b>検証結果の判断基準</b>	
<p>(1) 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)のすべての室が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システムが導入されていることが根拠書類上で確認できる室については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)</p> <p>(2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない室がある場合で、当該室すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。</p> <p>(ア) ライトアップ等の演出照明等の理由で、夜間に消灯できない。</p> <p>(イ) 常夜灯、防犯灯等のため、夜間に消灯できない。</p> <p>(ウ) 使用時間の異なる室が同一照明回路等の理由で、室使用終了後に消灯できない。</p> <p>(他) その他、(ア)(イ)(ウ)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。</p>	
<b>検証結果の判断に用いる根拠書類</b>	
<p>代表エリア(代表階等)のすべての室について下記のうちいずれかのもの</p> <p>(1) 照明の点灯時間及び室使用時間がわかる運転マニュアル又は管理標準</p> <p>(2) 照明の点灯時間がわかる中央監視装置のスケジュール設定画面の出力及び室使用時間がわかるもの</p> <p>(3) 人員の有無を検知して照明を自動で点灯・消灯させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)</p> <p>(4) 入退室時の開錠・施錠に合わせて照明を自動で点灯・消灯させるシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、動作説明書、制御設定画面の出力等)</p> <p>(5) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの</p> <p>※ 運用管理条件を満たしていない室については、その理由が上記(1)～(5)の根拠書類又は別紙にて確認できること。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

判断基準解説シート 区分Ⅱ 工業炉設備 設定に関する事項					
No.	運用管理項目				
9	工業炉の過大空気比の防止				
	工業炉の空気比を適正な値とすること。				
運用管理条件					
(1) 工業炉の空気比を、省エネ法の判断基準における基準空気比以下に調整すること。					
省エネ法「工場事業場判断基準」における工業炉に関する基準空気比及び目標空気比					
区分	基準空気比( )内数値が目標空気比				
	炉の形式等				
	気体燃料		液体燃料		備考
	連続式	間欠式	連続式	間欠式	
金属鑄造用溶解炉	1.25 (1.05~1.20)	1.35 (1.05~1.25)	1.30 (1.05~1.25)	1.40 (1.05~1.30)	
連続鋼片加熱炉	1.20 (1.05~1.15)	-	1.25 (1.05~1.20)	-	
連続鋼片加熱炉以外 の金属過熱炉	1.25 (1.05~1.20)	1.35 (1.05~1.30)	1.25 (1.05~1.20)	1.35 (1.05~1.30)	
金属熱処理炉	1.20 (1.05~1.15)	1.25 (1.05~1.25)	1.25 (1.05~1.20)	1.30 (1.05~1.30)	
石油加熱炉	1.20 (1.05~1.20)	-	1.25 (1.05~1.25)	-	
熱分解炉及び改質 炉	1.20 (1.05~1.20)	-	1.25 (1.05~1.25)	-	
セメント焼成炉	1.30 (1.05~1.25)	-	1.30 (1.05~1.25)	-	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
石灰焼成炉	1.30 (1.05~1.25)	1.35 (1.05~1.35)	1.30 (1.05~1.25)	1.35 (1.05~1.35)	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
乾燥炉	1.25 (1.05~1.25)	1.45 (1.05~1.45)	1.30 (1.05~1.30)	1.50 (1.05~1.50)	ただし、バーナー燃焼部のみ

※ 空気比の実績は、大気汚染防止法により規定されているばい煙量測定の実績から算出したものとし、年2回測定されているものの両方を対象とする。メーカー等によるメンテナンスによるものでも可であるが、年2回測定されていなければならない。ただし、平成22年度分は、年1回測定されていれば良い。

※ 空気比は、次のいずれかの式により算出する。

空気比 =  $21 / (21 - O_2(\%))$  (小数点3ケタ以下は切り捨て)

空気比 =  $21 \times N_2(\%) / (21 \times N_2(\%) - 79 \times (O_2(\%) - 0.5 \times CO(\%)))$  (小数点3ケタ以下は切り捨て)

$O_2(\%)$ : 排ガス中の酸素の体積百分率(%)

$N_2(\%)$ : 排ガス中の窒素の体積百分率(%)

$CO(\%)$ : 排ガス中の一酸化炭素の体積百分率(%)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

- ※ ここでいう工業炉とは、大気汚染防止法によりばい煙濃度の測定及び結果の記録が義務づけられているもので、大気汚染防止法施行令別表第一(第二条関係)の中欄に掲げるもの(第一欄のボイラーを除く)であって、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。
- ※ 高炉ガスその他の副生ガスを燃焼する工業炉の空気比については液体燃料の値とする。
- ※ ここでいう工業炉には、次に掲げるものは含まないものとする。
  - (1) 固体燃料を使用するもの(微粉炭を専燃させるものを除く。)
  - (2) 定格容量(バーナーの燃料の燃焼性能)が毎時(原油換算)20リットル未満のもの
  - (3) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
  - (4) ヒートパターン維持又は炉内温度の均一化のために希釈空気が必要とするもの
  - (5) 発熱量が $3,800\text{kJ}/\text{m}^3$ 以下の副生ガスを燃焼させるもの
  - (6) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの
  - (7) 高温で変質する材料を使用した工業炉で、冷却希釈用空気が必要とするもの
  - (8) 可燃性廃棄物を燃焼させるもの

**検証結果の判断基準**

- (1) 根拠書類上で、すべての工業炉が運用管理条件を満たしている場合は、「適合」と判断する(自動制御システムが導入されていることが根拠書類上で確認できる工業炉については、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。)
- (2) 根拠書類上で、運用管理条件を満たしていない工業炉がある場合で、当該工業炉すべてについて、次のいずれかの実施できない理由が確認できるときは、運用管理条件を満たしていることに相当するものとして、「適合」と判断する。
  - (ア) ばい煙量測定時の負荷率が低い等の理由で、基準空気比を超えてしまう。
  - (他)その他、(ア)等に類する理由で運用管理条件を満たしていない。
- (3) 根拠書類上で、工業炉が無いことが確認できるときは、「該当設備なし」と判断する。

**検証結果の判断に用いる根拠書類**

- 下記のうちいずれかのもの
- (1) 大気汚染防止法により規定されているばい煙量測定の排ガス中の酸素濃度測定結果及びそれに基づく空気比算定結果

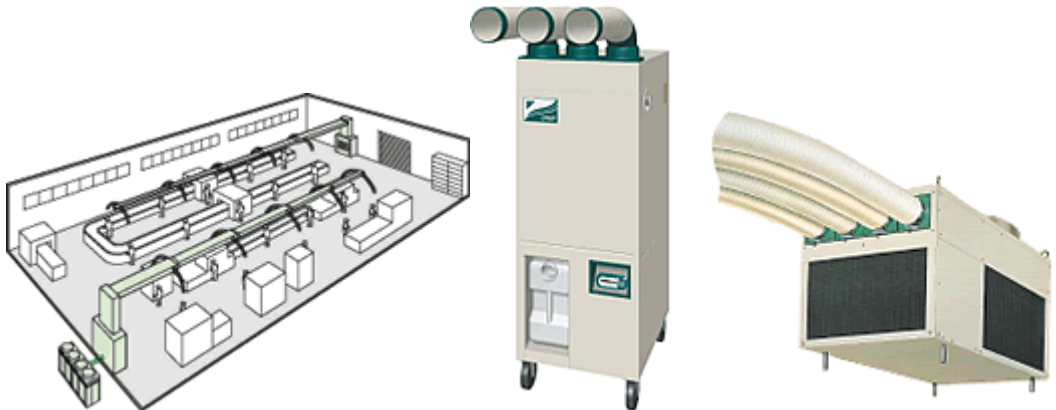
基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

- (2) メーカー等によるばい煙量測定の排ガス中の酸素濃度測定結果及びそれに基づく空気比算定結果
- (3) 空気比を自動で制御するシステムの有無がわかるもの(しゅん工図等の計装図、メーカー納入仕様書、動作説明書等)
- (4) その他、運用管理条件を満たしていることがわかるもの
  - ※ 運用管理条件を満たしていない工業炉については、メーカー又はばい煙測定事業者が記載した理由が上記(1)～(4)の根拠書類又は別紙にて確認できること。
  - ※ 排ガス中の酸素濃度測定結果及び空気比算定結果は、工業炉1台ずつ必要。

「該当設備なし」については下記のもの

- (5) 該当設備がないことがわかるもの(しゅん工図等のうち機器表等)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

運用管理項目留意事項シート	
No.	運用管理項目留意事項
1	スポット形空調機の例
関連項目	
区分Ⅰ No.7、区分Ⅱ No.6	
解説	
<p>(1) スポット形空調機の例を次に示す。</p> <p>(ア) スポット形空調機の例</p>  <p>スポット空調機の例 [出典]ダイキン工業株</p> <p>主に生産ラインや厨房等において、空調機に接続されたダクトやパンカールーバー等の吹き出し口から冷風又は温風を局所的に直接人に吹きつけるものや、凝縮器及び蒸発器が一体となっているもの。</p> <p>(イ) スポット形空調機に含まれないものの例</p> <p>エントランスホール等の大空間における居住域空調や、タスクアンドアンビエント空調方式におけるタスク（作業部分のみ）空調等は、スポット形空調機には含まれないものとする。</p>	

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

第1号様式その1

検証先の事業所名称	
指定番号	
検証の対象年度	

検証結果の詳細報告書

1 検証を担当した人員

	責任者	氏名	区分	登録番号
1				
2				
3				
4				
5				

(注) 「責任者」欄には、当該案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。

2 検証結果の品質管理手続の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

(日本工業規格A列4番)



基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

第2号様式その1 検証チェックリスト表紙

運用管理基準の検証チェックリスト

検証先の 事業所名称	
指定番号	
検証の 対象年度	年度 年度 年度

更新日	
バージョン	

検証機関名	
登録番号	
検証主任者 氏名	
登録番号	
所属	
連絡先	
e-mail	

(日本工業規格A列4番)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

第2号様式その2 検証チェックリスト(区分1)		検証対象年度		検証機関名		登録番号					
検証先の事業所名称		指定番号		検証機関名		登録番号					
No.	運用管理項目	検証チェック項目	根拠書類	実施できない理由	適合	不備あり	不明	該当設備なし	不備あり又は不明の判断理由	適合でない場合の理由	備考
1	熱源機器不要時の運転の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、すべての熱源機器の起動時刻と最も早く起動する空調機器の起動時刻との差が1時間以内となっているか。 <input type="checkbox"/> 時刻前以上に、最も早く停止する空調機器の停止時刻以前にすべての熱源機器が停止しているか。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 <input type="checkbox"/> 自動制御の有無がわかるもの <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2	空調用ポンプ不要時の運転の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、すべての空調用ポンプの起動時刻と最も早く起動する空調機器の起動時刻との差が1時間以内となっているか。 <input type="checkbox"/> 時刻前以上に、最も早く停止する空調機器の停止時刻以前にすべての空調用ポンプが停止しているか。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	熱源機器の過剰な台数による運転の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、すべての同一系統における熱源機器の運転台数を、季節別(夏季、冬季、中間期)及び平日・休日別の熱負荷の状況に応じて調整すること。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 自動制御の有無がわかるもの <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	空調用ポンプの過剰台数による運転の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、すべての同一系統における空調用ポンプの運転台数を、季節別(夏季、冬季、中間期)及び平日・休日別の熱負荷の状況に応じて調整すること。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 自動制御の有無がわかるもの <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5	燃焼機器の過大空気の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、すべての燃焼機器の空気が基準空気比以下に調整されているか。	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法に基づく濃度測定結果及び空気比算定結果 <input type="checkbox"/> メーカー等の測定によるO2濃度測定結果及び空気比算定結果 <input type="checkbox"/> 自動制御の有無がわかるもの <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6	空調機器不要時の運転の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差が1時間以内か。 <input type="checkbox"/> 根拠書類上で、室使用終了時刻以前に代表エリア(代表階等)の空調機器が停止しているか。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 <input type="checkbox"/> 自動制御の有無がわかるもの <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウエ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7	過度な室内温度設定の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の空調機器の設定値又は夏時の室内温度が冷房時26℃以上、暖房時22℃以下となっているか。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 中央監視装置の温度設定画面の出力 <input type="checkbox"/> 室内温度の実績値がわかるもの <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウエ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8	過剰な外気取入の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の空調機器の外気取入量が設計外気量±20%以内となっているか。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウエ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
9	駐車場換気ファン不要時の運転の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、すべての駐車場換気ファンが駐車場使用時間に合わせて起動停止しているか。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
10	照明不要時の点灯の防止	<input type="checkbox"/> 根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の照明が室使用時間に合わせて点灯消灯しているか。	<input type="checkbox"/> 運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ <input type="checkbox"/> 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当設備がないことわかるもの( )	<input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

(日本工業規格A列(番))

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

第2号様式その3 検証チェックリスト (区分II)		検証対象年度	登録番号	検証機関名	登録番号					
検証先の事業所名称										
No.	検証チェック項目	根拠書類	実施できない理由	適合	不備あり	不明	該当設備なし	不備あり又は不明の判断理由	適合でない場合の事業所の対応	備考
1	熱源機器の過剰な運転の防止 熱源機器不要時の運転の防止	根拠書類上で、すべての熱源機器の起動時刻と依給先のうち最も早く稼働する建物の稼働開始時刻との差が1時間以内となっているか。 根拠書類上で、依給先のうち最も早く稼働停止する建物の稼働停止時刻以前にすべての熱源機器が停止しているか。	運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2	熱源機器の過剰な運転の防止	根拠書類上で、すべての同一系統における熱源機器の運転台数、供給先建物稼働状況による熱負荷の状況に応じて調整すること。	運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	ボイラー及び直燃機吸気冷温水発生機の過大空気比の防止	根拠書類上で、すべてのボイラー及び直燃機吸気冷温水発生機の空気比が基準空気比以下に調整されているか。	大気汚染防止法に基づくO <sub>2</sub> 濃度測定結果及び空気比算定結果 メーター等の測定によるO <sub>2</sub> 濃度測定結果及び空気比算定結果 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	エアコンプレッサ不要時の運転の防止	根拠書類上で、すべてのエアコンプレッサの起動時刻と依給先のうち最も早く稼働する建物の稼働開始時刻との差が1時間以内となっているか。 根拠書類上で、依給先のうち最も早く稼働停止する建物の稼働停止時刻以前にすべてのエアコンプレッサが停止しているか。	運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5	空調機器不要時の運転の防止	根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の空調機器の起動時刻と至使用開始時刻との差が1時間以内となっているか。 根拠書類上で、至使用終了時刻以前に代表エリア(代表階等)の空調機器が停止しているか。	運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6	過度な室内温度設定の防止	根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の空調室の設定値又は実際の室内温度が冷房時26℃以上、暖房時22℃以下となっているか。	運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 室内温度の実績値がわかる測定結果 その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7	換気ファン不要時の運転の防止	根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の換気ファンが建物稼働時間に合わせて起動停止しているか。	運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8	照明不要時の点灯の防止	根拠書類上で、代表エリア(代表階等)の照明が至使用時間に合わせて点灯消灯しているか。	運転マニユアル又は管理標準 <input type="checkbox"/> 実績データ 中央監視装置のスケジューリング設定画面の出力 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
9	工業炉の過大空気比の防止	根拠書類上で、すべての工業炉の空気比が基準空気比以下に調整されているか。	大気汚染防止法に基づくO <sub>2</sub> 濃度測定結果及び空気比算定結果 メーター等の測定によるO <sub>2</sub> 濃度測定結果及び空気比算定結果 自動制御の有無がわかるもの ( ) その他 ( ) 該当設備がないことがわかるもの ( ) 他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

(日本工業規格A列4番)

基準排出量算定における実績排出量選択のための  
運用管理基準の適合検証ガイドライン

告示第8号様式

東京都知事 殿	年 月 日			
住 所				
氏 名	Ⓜ			
〔法人にあっては名称、代表者の氏名〕 〔及び主たる事務所の所在地〕				
<b>検証結果報告書</b>				
1 検証の対象				
検証対象の種類				
検証先事業所	名 称			
	所在地			
	指定番号			
2 検証の対象年度				
検証の対象年度	年度			
3 検証を実施した登録検証機関				
登録区分				
登録番号	登録年月日	年	月 日	
営業所の名称				
営業所の所在地				
検証主任者	部署名			
	氏 名			
	登録番号	登録年月日	年 月 日	
	連絡先	電話番号		
		電子メールアドレス		
4 利害相反の回避				
検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認			<input type="checkbox"/> 確認済み	
5 検証結果				
検証結果	適 合	東京都と要協議		
検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等				

(日本工業規格A列4番)

備考 検証の担当者、検証結果の理由その他検証に係る事項については、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に定めるところにより、当該事項を記載した書類を添付すること。